

## 主 文

本件再審査請求を却下する。

## 事実及び理由

### 第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による「休業補償給付」の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第2 請求人の主張の要旨

（略）

### 第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件についてこれをみると、郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である同年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、平成〇年〇月〇日（同日消印）であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

2 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

3 このため、当審査会は、請求人に対して、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日の各日（計3回）に書面を発出し、法定期間内に再審査請求をすることができなかった理由又は事情等について具体的に記述した文書を提出するように依頼・督促を行ったが、請求人からは文書回答を得ることができなかった（上記各日に発出した各書面の提出期限は、それぞれ平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日としている。）。

このように、請求人は、当審査会がした3回にわたる疎明依頼・督促に対する回答をしていないことから、これは疎明する意思がないものといわざるを得ないものであり、本件再審査請求が請求期間を経過してされたことについての正当な理由があったと認めることはできない。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。